

商品概要説明書

J A教育ローン（カード型）

（2020 年 10 月 1 日現在）

商品名	J A教育ローン（カード型）	
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ※現在、組合員でない方でも、J A 所定の出資金をご出資いただくことで、組合員となることができます。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○教育施設に就学予定または就学中のご子弟のいる方。 ○当 J A 指定の保証機関（長野県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。	
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から 2 か月前までにお支払済みの資金を含む。）とし、資金使途の確認可能なものとします。 （例） ①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。 ②アパートの家賃等	
借入金額	○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。	
借入期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 8 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者様から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ○新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新規貸越可能期間中であっても、不適格等により 1 年毎の契約更新が停止した場合や 65 歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となります。	
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率には、年 0.9% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細は、当 J A 融資窓口へお問い合わせください。	
返済方法	○約定返済	
	毎月 8 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的な返済額は次のとおりです。	
	契約金額（借入極度額）	約定返済金額（元金+利息）
	10 万円以上 70 万円以下	1 万円+利息
	80 万円以上 150 万円以下	2 万円+利息

	160 万円以上 230 万円以下	3 万円＋利息
	240 万円以上 300 万円以下	4 万円＋利息
	310 万円以上 380 万円以下	5 万円＋利息
	390 万円以上 460 万円以下	6 万円＋利息
	470 万円以上 530 万円以下	7 万円＋利息
	540 万円以上 610 万円以下	8 万円＋利息
	620 万円以上 690 万円以下	9 万円＋利息
	700 万円	10 万円＋利息
	○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。	
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。	
担保	○不要です。	
保証人	○当 J A が指定する保証機関（長野県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。	
手数料	○お借入に際しては、当 J A 所定の手数料が必要となります。 ○A T M をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。	
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署（注）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 （注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 担当部署（注）または J A バンク相談所にお申し出ください。 （注）：担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」）	

	という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

長野県 J Aバンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 松本ハイランド 金融部 総合相談センター ローンプラザ

(電話：0263-25-7281)